

## ICD-10（2013年版）への対応方針について（案）

## 1. 背景

- 我が国では、「疾病及び関連保健問題の国際統計分類 ICD-10」に準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」を作成し、医学的分類として医療機関における診療録の管理等に活用している。
- 「疾病、傷害及び死因の統計分類」については、平成 27 年 2 月 13 日付け総務省告示第 35 号をもって「疾病及び関連保健問題の国際統計分類 ICD-10（2013 年版）」（以下、2013 年版という。）に準拠することとされ、平成 28 年 1 月 1 日から施行された。同日以後に作成する公的統計の表示には、2013 年版が適用されている。
- 今般、2013 年版に対応した標準病名マスターが平成 29 年 1 月頃に整備される見込みとなったことを踏まえ、2013 年版への対応方針について検討が必要。

## 2. 前回の議論

- 9 月 12 日の DPC 分科会において、ICD-10（2013 年版）への対応方針として、以下のような対応案を提示。
  - ・ 平成 28 年 10 月から平成 29 年 3 月までのデータについては、2013 年版に基づいて DPC 調査事務局でコーディングし直し、特別調査で各病院に 確認 を求める。
  - ・ 平成 29 年 4 月以降のデータ は、2013 年版に基づいて 各病院がコーディング する。
- それに対し、以下のような指摘がされた。
  - ・ 病院が高額なシステム改修コストを負担することになるのではないか。
  - ・ 平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月のデータも、DPC 事務局でコーディングし直したものを、病院が確認することでよいのではないか。
  - ・ 影響のある病名を抽出する対応について検討が必要ではないか。

本件に係るデータ作成はすでに始まっており、各病院において具体的な対応を検討する必要があるため、早急な対応方針の決定が必要。

### 3. 新たな対応案

上記の指摘について検討した結果、次のように対応することとしたい。

- 平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月のデータも、DPC 調査事務局でコーディングし直し、各病院が確認する。

なお、これらのデータは、診療報酬改定に使用するためには、特に平成 29 年 7 月～9 月データの各病院での確認作業は、同データの再提出時期（平成 29 年 11 月～12 月頃）の約 1 カ月間に行う必要がある。

参考

診療報酬改定に伴うシステム改修

	平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月	平成 29 年 4 月～ 平成 29 年 9 月	平成 29 年 10 月～ 平成 30 年 3 月	平成 30 年 4 月～ (2013 年版での請求)
前回の 対応案	DPC 調査事務局で 2013 年版にコーディングし直し、各病院が確認	各病院で 2013 年版にコーディング		→
新たな 対応案	DPC 調査事務局で 2013 年版にコーディングし直し、各病院が確認		→	(システムを 2013 年版に切り替え、) 各病院で 2013 年版にコーディング